

仕 様 書

子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
(担当：三宅 (拓)、大野 Tel.222-3960)

件 名	市営保育所調理室害虫防除
履行期限	契約の日の翌日から令和8年8月31日まで
実施場所	市営保育所調理室 (所在地、床面積別紙参照)
契約条件	<ol style="list-style-type: none">1 駆除対象 蚊、アリ、ハエ、ゴキブリ、蜘蛛、ナメクジ、ダニ類2 実施回数 各市営保育所1回3 作業内容<ol style="list-style-type: none">(1) 防除実施に先立って技術員による予備調査を行い、薬剤を用いた適切な実施方法を検討すること。なお、使用薬剤については、人畜に対し安全性の高いもの及び低異臭のもので、厚生労働省が認定する薬剤に限るものとする。(2) 防除実施時に食器等に薬剤が付着しない方法を用いるなど、事前に食器等を退避移動させる必要のない方法で行うこと。(3) 指定場所全体の床面に対し、残留噴霧処理 (薬剤の散布) を行うこと。(4) 害虫の死骸、薬剤、その他防除作業による汚れ等の清掃及び後始末は、受託者の責任において実施すること。4 実施日 月曜日～土曜日の午後5時30分以降とする。 (作業日時は、事前に各保育所長と協議のうえ決定すること。)5 その他<ol style="list-style-type: none">(1) 防除実施に際しては、保育所長、保育所職員、幼保総合支援室担当者等と緊密な連絡を取り、協議のうえ作業すること。(2) 受託者は、作業計画書及び作業報告書を幼保総合支援室担当者に提出すること。(3) 受託者は、作業従事者に対し、作業中、保育所の物品等を器物破損又は紛失等することがないように細心の注意をもって作業するよう指導すること。(4) 作業の実施に際して器物破損等の損害を生じさせた場合は、受託者の責任において修繕等の適切な処置を取ること。6 料金の支払い<ol style="list-style-type: none">(1) 実施業者は、最終実施日の属する月の翌月15日までに請求を行うこと。(2) 請求時に、実施内容を確認できる書類を添付すること。(3) 京都市は、請求があった日から30日以内に料金を支払うものとする。